

令和元年6月10日
社会福祉法人日本保育協会

令和2年度保育関係予算要望

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少の時代に突入するなどこれまでの予想を超える厳しい状況にあり、少子化対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援の充実のため、安定した保育所や認定こども園等の運営には、消費税以外の財源を含む1兆円超の財源が必要であり、引き続き、財源の確実な確保を要望します。

また、「子育て安心プラン」などにに基づき、待機児童を早期に解消するとともに、人口減少地域での保育の確保、保育士不足の解消など保育の質の向上を確保するために、以下の事項を要望します。

1. 子ども・子育て支援新制度の推進のための恒久的な財源の確保

子ども・子育て支援新制度を推進していくためには、消費税以外の0.3兆円超を含む1兆円超の財源を確保すること。

2. 職員の定着・確保を図るための職員処遇の改善

- (1) 保育標準時間認定に係る公定価格について、積み上げ方式を堅持しながら子どもの年齢、子どもの数及び保育時間に対応した単価に改善すること。
- (2) 職員の処遇改善に当たっては、加算方式だけでなく、公定価格の基本単価を引き上げること。
- (3) 子どもの年齢に対応した保育士等の配置を改善すること。
- (4) チーム保育推進加算の要件を緩和・撤廃すること。
- (5) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度を堅持すること。
- (6) 保育所長の資格基準を定めるとともに所長設置加算を基本単価に位置付けること。
- (7) 主任保育士等の役割を明確化するとともに、主任保育士等の専任加算の要件を緩和・撤廃すること。
- (8) 栄養士(非常勤)配置の日数の増及び調理員の配置基準の見直しとともに、障害児等の支援に必要な職員を配置すること。
- (9) 社会福祉法人制度改革等に伴い、会計基準の改正や財務情報の公表義務化など経営基盤強化のために保育所等に常勤の事務職員を配置すること。
- (10) 保育所等において業務の負担軽減が図られるようICT化等を推進すること。
- (11) 子どもや職員の安全を図る対策を充実すること。

3. 保育所等における地域の子育て支援の推進

- (1) 延長保育事業費について、子どもの年齢、人数及び延長時間数に対応した補助制度とするとともに、子どもの安全を確保する上から子どもが少人数の施設についても2人の保育士等の配置が可能な補助単価とすること。
- (2) 保育所等は地域の子育て支援の拠点としての役割を担っている。このため、一時預かり事業や利用者支援事業の実施に当たっては、当該事業担当の主任保育士等の配置を図ること。
- (3) 病児保育事業については、地域の子育て家庭のセーフティーネットとして、利用子ども数が少ない保育所等でも安定した運営ができるよう改善を図ること。

4. 保育所等施設整備費予算の拡充

子育て安心プランに基づく保育の供給体制の整備のために、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助基準単価を資材費や労務費等の動向を踏まえて改善するとともに、子どもの環境改善のため面積基準の改善並びに「保育対策総合支援事業費補助金」の予算の継続と拡充を図ること。

5. 保育の質を高める保育対策等の充実

- (1) 保育士等保育所職員研修の拡充
 - ① 研修期間中の代替保育士の雇上経費の日数及び単価改善を図ること。
 - ② 保育士等に対する研修体系の整備と内容の拡充を図るなど、すべての保育士等が無理なく受講できるよう、研修体系の整備を図ること。
- (2) 子どもの健康・安全確保のために保育所等に看護師を配置すること。
- (3) 放課後児童対策の拡充を図ること。

6. 子育て家庭の負担軽減

幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月から3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭及び3歳以上児の家庭を無償化することが予定されているが、引き続き、子育て家庭の負担の軽減を図ること。

7. 子どもの減少地域の保育所等の支援の強化

地域の人口減少に伴い、子ども数も減少している状況を踏まえ、認可基準等を満たさなくなった保育所等への支援の強化を図ること。

8. 企業主導型保育事業に対する都道府県等の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、都道府県等の関与の仕組みを導入すること。

令和元年6月10日
社会福祉法人日本保育協会

令和2年度保育関係税制改正要望

1 社会福祉法人に対する法人税非課税を維持すること

今後の人口減少・超高齢化に伴い急増・多様化する福祉ニーズに対応し、地域のセーフティネットとして、社会福祉法人が持てる力を最大限発揮していくため、現行の社会福祉法人の法人税非課税等の税制を維持すること

2 保育所等の用に貸した土地及び建物については、貸主の固定資産税(相続税を含む。)を減免・免除すること